

令和 3 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 3 月 22 日（月）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	蓮	沼	秋
委員	庭	野	和
委員	井	戸	代
委員	平	井	一

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長事務取扱教育長	千	葉		孝
	指導室長兼教育研究所長	近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書 記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和３年第６回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第１、署名委員を決定します。井戸委員と平井委員にお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 初めに、第９号議案、組織改正に伴う関係規則・規程の整備についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
飯田教育推進 課長	それでは、第９号議案、組織改正に伴う関係規則・規程の整備についてご説明させていただきます。 令和３年度に当たりまして、区全体で今回、組織の名称の見直し部分を大幅に行ってございます。具体的に申し上げますと、何々室というような組織名称がこれまで部や課や係にそれぞれにありまして分かりにくいというところがありました。 また、担当係長、こういった名称も少し分かりにくいというところがありましたので、今回、全庁でそういう名称についての修正を行うことで組織改正がなされてございます。 そういった中で、教育委員会事務局に当たりましては、指導室、こちらは何々室という名称でございますので、令和３年度に当たりましては、「教育指導課」と名称変更いたします。 また、すくすくスクールにおきましては、すくすくスクール指導担当係というものがございましたが、こちらを「すくすくスクール支援係」に名称変更するものでございます。 この名称変更に伴いまして、四つの例規の改正が必要となりましたので、今回提案をさせていただきました。具体的には、次のページ以降の新旧対照

	表でご説明させていただきます。 一つ目が教育委員会事務局処務規則の新旧対照表でございます。右側の旧のところを御覧いただきますと、第2条、教育推進課に「すくすくスクール指導担当係」がございます。左側の新を御覧いただきますと、これが「すくすくスクール支援係」、先ほど申したような名称変更をしております。 その下の指導室につきましても、旧では「指導室」、新では「教育指導課」と名称変更をしたところでございます。 以降の部分につきましては、この課の名称変更、係の名称変更に伴う文言整理ということで修正をかけているところでございます。 4ページ目でございますが、付則で、この規則は令和3年4月1日から施行するという旨の改正でございます。 2点目の規則でございますが、こちらが江戸川区立学校安全衛生管理者等設置規程の新旧対照表でございます。 第4条の第1項第2号のところに赤字で「又は室の長」と書いてございますが、こちらが室長を表しており、今度、室としての組織がなくなりますので、これを改めるものでございます。 こちらも同様に、令和3年4月1日施行でございます。 3点目の規程が、学校職員出勤簿整理規程新旧対照表でございます。こちらも同様に「指導室長」を「教育指導課長」に改める旨の修正でございます。同じく令和3年4月1日施行でございます。 4点目でございますが、江戸川区立幼稚園教育職員の人事評価実施規程新旧対照表をお示しさせていただきました。こちらも同様に「指導室長」を「教育指導課長」と改める旨の改正でございます。 同様に、令和3年4月1日施行でございます。 教 育 長 ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 教 育 長 よろしければ、第9号議案は原案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
--	---

教 育 長	それでは、原案のとおり決定をいたします。 次に、第10号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正につきましてご説明をさせていただきますが、初めにこの新旧対照表のご案内をさせていただき前に今回の改正の概要について、口頭でご案内させていただきます。 今回の改正は大きく3点改正をさせていただきます。 1点目が休暇制度における子どもの範囲の拡大でございます。こちらにつきましては、令和3年1月26日の教育委員会におきまして、育児休業に係る条例改正ということで同様の改正をさせていただきました。いわゆる子どもの範囲として実子、養子のほかにいわゆる養子縁組里親ではない養育里親が養育する子どもも子どもの範囲に加えるというような改正でございました。 育児休業に加えて、今回の規則改正に加えて、その他の休暇制度におきましても同様の取扱いをするという旨の改正でございます。 2点目の事項が、配偶者の範囲の拡大ということで改正をいたします。いわゆる性的指向、性同一性の問題というところにつきましては、全国的に、また全世界的に大きな課題として取り上げられているところでございます。江戸川区におきましても、いわゆる行政手続のものにつきましては、同性パートナー関係申出書受領証というものの、証明書を発行しております。同性パートナーであっても、事実婚と同様の取扱いができるような取組は既に進めているところでございます。 一方で、職員の休暇取得につきましては、まだこの取扱いがなされておられません。例えば、同性パートナーが出産をする場合に出産に関する休暇が取れないとか、同性パートナーが介護が必要になった状況になっても介護休暇が取得できないとか、そういった状況にございましたので、今回、この同性パートナーの取扱いにつきましても、事実婚と同様に配偶者に準ずるような形ということで休暇制度を位置づけるものでございます。 3点目が、この看護休暇の取得対象の拡大ということでございます。この看護休暇という休暇につきましては、職員が子どものけがや病気の際、世話をするために休暇を取得するという制度でございます。対象となる子どもに

つきましては、法律上は未就学児ということが規定されているところでございますが、そこに加えまして、対象の拡大ということは各自治体で取り組んできました。

現在、江戸川区では小学校3年生までの子どもをこの看護休暇の対象とする子どもにしていますが、東京都や他の自治体におきましては、小学校卒業まで、または中学校卒業までということで拡大している事例が見受けられるようになってまいりました。そこで、今回、江戸川区としましても、中学校卒業まで、いわゆる義務教育が終了するまでの子どもにつきましては、この看護休暇の対象とする旨の改正でございます。

併せて、障害児手帳を持っている、もしくは指定難病と認定されているお子さんにつきましては、15歳を超えても18歳まで、この看護休暇の対象とするという旨の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。こちら、第8条から規定させていただいてございますが、第8条につきましては、養育里親の部分の改正でございます。従前の旧の部分では、養育里親であってもこういう場合に限るということである程度限定をされてございましたが、新である部分につきましては、養育里親ということで特に限定を設けず、この休暇制度の対象としているものでございます。

続いての第23条、こちらは出産支援休暇に関する規定でございますが、旧の部分をお覧いただきますと、男性の職員がその配偶者の出産に当たり休暇を取得するというような制度でございました。これが左側の新の部分をお覧いただきますと、まず主語が男性ということではなく、職員がその配偶者又は当該職員の同性パートナー関係にある者の出産に当たり休暇を取得するというので、いわゆる同性パートナーに対しても、配偶者と同様な形で休暇を取得できる旨の改正を行っているものでございます。

2ページ目を御覧いただきますと、第23条または第25条についてですが、同じく同性パートナーにつきましても配偶者と同様に休暇の対象に含めるというような改正でございます。

3ページ目を御覧いただきますと、第29条の2の規定がございます。こちらが子の看護のための休暇に関する記載でございますが、右側、旧のところをお覧いただきますと、「9歳に達する日以後の、最初の3月31日まで間にある子」いわゆる小学校3年生の児童というところに当たりますが、ここまでが対象でありましたが、左側の新をお覧いただきますと、「義務教育終了前の子」ということで、中学校卒業までの子どもということが対象になってございます。

	併せて、身体障害者手帳、療育手帳、これは知的障害者の手帳でございますが、及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または指定難病を有する者、これらについては18歳までが対象となるということで記載をしているものでございます。 5ページ目を御覧いただきますと、こちらの規則最後の部分で付則がございますが、この規則は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。 なお、この規則につきましては、勤務時間の条例に規定してございますが、議決後、特別区人事委員会の承認を得る必要がございますので、人事委員会の承認を得て、その上で公布、施行をさせていただきます。 ちなみに、同様の規則改正につきましては、幼稚園教育職員以外の全ての区の職員について、これは区長部局のほうで、同様の改正を今回行っているところでございます。
教 育 長	この件に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。
庭 野 委 員	感想ですけれども、今、ジェンダーフリーが時代の趨勢ということで進められておりまして、それに沿っての改正というふうに感じました。これまでも、るるたくさんのこれに類似したたくさんのものが出されておりますけれども、今回、特に同性パートナーというご説明もありましたけれども、それに関してしっかりとこのように取り組んでいくという方針をしまして、江戸川区のジェンダーフリーの取組の進捗がしっかりとされているなというふうに感じました。 また、子どもの看護休暇が今、小学校3年生までということでしたけれども、ご説明にあったように、中学卒業までということでもかなり手厚くされているなというふうに、弱者救済という視点もあろうかとは思いますが、いろいろな意味で福祉の充実ということがされているということが、これを見ても分かるかなというふうに私は感じました。ありがとうございました。いずれにしても、実際にそれが実行できていくかどうかというところが問題だというふうに思いますので、ぜひ、そういった職場環境づくりのほうにもお務めいただきたいというふうに思います。
教 育 長	よろしいでしょうか。他になれば、第10号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

	「感染を防止するための報告若しくは協力」というところが記載されているところでございます。 これら、「報告若しくは協力」というところを具体的に申し上げますと、いわゆる宿泊療養や自宅療養、これを法的に位置づけるということで今回、感染症法、検疫法が改正されました。 報告につきましては、保健所等からいわゆる体温やその他健康状態について報告を求めるという旨の報告でございます。 協力につきましては、自宅や宿泊施設から外出しない、こういったことによりまして、感染防止に必要な対応の協力を求める、こういったものでございます。これら、報告や協力を当該機関から求められた場合、その時間については給与の減額を免除するというのが今回の改正でございます。 裏面を御覧いただきますと、付則がございまして。「この規則は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規程は、令和３年２月１３日から適用する。」とございます。 こちらは感染症法もしくは検疫法の改正が、令和３年２月１３日付で既に施行されておりますので、その日にさかのぼって効果を発生させるというような形での改正でございます。 資料の説明につきましては、以上でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、何かご質問、ご意見ございますか。
蓮 沼 委 員	これから始めると言われていますけど、例えば、職員の方がワクチンの接種を受けるようなときにも対象になるということですか。
教育推進課長	いわゆるワクチン接種休暇というようなところは、担当大臣の河野大臣がテレビ等でお話ししているところでございますが、まだそれは議論の段階になってございまして、これはそれとはまた別になりまして、具体的に保健所等の機関から協力や報告を求められた場合の時間帯の給与減額を免除するというのが、あくまでこちらの対応でございます。それを越えたところについては、まだ検討中というところだと思います。
蓮 沼 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。

教 育 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 他になれば、第１１号議案は、原案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。
教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１２号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の新旧対照表をお手元にお配りしてございますが、先にもう一枚お配りしております様式を御覧ください。 今回、この改正につきましては、もう一枚お配りしております区立幼稚園入園申込書に関する改正でございます。具体的に申し上げますと、右側の旧の右下のほうに、保護者氏名の横に「印」という表示がございます。左側、新のほうを見ていただくと、この「印」の表記が消えてございます。今回の改正は、いわゆる押印欄の廃止に伴う様式変更ということで改正させていただきます。 併せて、「申込み」という表記につきましても文言整理を行ったところでございます。 区の手続全体におきまして、押印が法律上必要なもの以外につきましては、できる限り押印はなくしていこうという手続の見直しの一環でございます。 新旧対照表に戻りまして、改正事項はただいま申し上げました別紙のとおり改めるという様式の改正でございます。 下の付則のところでございますが、施行期日は、この規則は、公布の日から施行する。第２項といたしまして、経過措置ということで、「この規則の施行の際、この規則の改正前の江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。」ということで、あらかじめもし印刷済みのものがあれば修正をして使用することができるという経過措置をうたっているものでございます。 説明につきましては、以上でございます。

教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
庭 野 委 員	確認ですけれども、現在残っている用紙を使うことができるということは、印というあれがあるんですけれども、それを消してそこは押さなくてもいいということになるわけですね。 幼稚園の入園申込書はそれで分かったんですけれども、あと、もろもろの小中学校に関してのいろいろな書類については、やはりそれも押印は廃止の方向で今、考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。
教育推進課長	大きな方向性としましては、押印が必要のない書類についてはできる限り廃止にするというのが大きな方向性でございます。 一方で、法律上押印が求められているような書式がございますので、こちらについては廃止を求めていくところでございます。 また、学校現場におきましては、実務的に押印を求めたほうがいいようなものというのもあるかと思いますので、今の考え方に基きまして整理をこれからも進めてございますが、まだ完全に整理ができていない部分もあるかと思います。その点については、継続して検討してまいりたいと思います。
庭 野 委 員	分かりました。ぜひ、よろしくお願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第12号議案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第13号議案、江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	江戸川区立学校安全衛生委員会設置規程の新旧対照表をお示しさせてい

教 育 長	いただきました。 初めに、今回の改正の概要につきまして、口頭でご案内させていただきます。 安全衛生委員会は、いわゆる労働安全衛生法に基づきまして設置をしている組織でございます。この法律におきまして、安全衛生委員会の委員の中で委員長を除く委員の半数を、いわゆる職員団体の推薦に基づく者を充てるということが法律上規定されてございます。 しかしながら、実は江戸川区の安全衛生委員会、そして江戸川区教育委員会の安全衛生委員会の構成を見ますと、職員団体の推薦の委員が半数に満たない状況であることが分かりました。これを受けまして、法に基づく職員構成になるよう区、そして教育委員会の安全衛生委員会につきまして、構成人数の見直しを行うというのが今回の改正でございます。 新旧対照表を御覧ください。第4条でございますが、教育委員会の中には今、大きく分けて二つの安全衛生委員会がございます。4条の1項に規定してございますのが、江戸川区立学校安全衛生委員会でございます。こちらが、区立学校全体に係るような大きな組織でございます。第2項にございますのが、学校安全衛生委員会でございます。こちらは、一つの事業所におきまして、常時50人以上の職員を採用しているような場合におきましては、区全体の教育委員会全体の安全衛生委員会ではなく、事業所単位の安全衛生委員会を設立、これは法に基づいて設立しているものでございます。 それぞれ1号から5号までの委員が示されてございますが、いわゆる1号の委員というのが、委員長役を仰せつかっているような委員でございます。教育委員会におきましては、教育推進課長、学校におきましては、学校長がそれぞれ充てられてございます。今回はその1号を除いた2号から5号までの委員の中で、職員団体推薦の委員が半数になるような改正をしてございます。 具体的に申し上げますと、両方とも第3号の委員、労働安全または衛生について経験を有する者、こちらが職員団体の推薦に基づき任命している委員になります。この委員の数が委員長を除いた委員の中の半数となるように今回、人数の調整を行う旨の改正でございます。 付則にございますように、この訓令は、令和3年4月1日から施行することによってございます。 ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
-------	--

庭 野 委 員	ちょっと聞き漏らしたんですけれども、職員団体の推薦が半数なのか、半数以上なのか、半数でよろしいですね。
教育推進課長	職員団体の推薦が半数です。
庭 野 委 員	分かりました。では、4条の1のほうが7対7で、2項のほうが4対4ということになる。分かりました。ありがとうございます。
蓮 沼 委 員	これと直接の関係はないんですけれども、産業医の方ですね。私も他区で経験あるんですけれども、一斉に学校を回ったりすることもあるのか、あるいはどこかポイント決めてそこに来た方の相談に乗っているのか、そういう形はあるのですか。
教育推進課長	まず、各学校、教育委員会全体が安全衛生委員会、またはこの2項にございますような大規模な学校安全衛生委員会にはもちろん出席をしてございます。 併せて、職場巡視ということで毎年20校弱ぐらいでございますが、職場の環境を確認しに行くというところにも当然産業医は同席をしてございます。さらに、相談窓口ということで、産業医に相談できるような形の日程を設けてございまして、その日程につきましては、電話、来診または面接相談、こういったことができるような体制を取っているところでございます。
蓮 沼 委 員	現実的に本当はそういったところに相談行ってもらいたいよね。どうしても頑張り過ぎちゃう先生方とかいるので、校長さんとか管理職が積極的に進めて、行かざるを得ない状況というか、形にしているのか、意外に放任なのか、そのあたりどうですか。分かりますか。
教育推進課長	例えば、いわゆる長時間労働、100時間を超えるような場合あるいは勤務時間を確認できるようなシステムが現場にございますので、そういった中で一定の時間数を超えた教員については、必ず産業医の面談を受けるようにということは各学校からしっかりと指導していただいております。 ただ、その他の部分につきましては、いわゆる一般的な相談というところにつきましては、構成できるものではございませんので、様々な相談窓口があるということについて、各学校の管理職から指導していただいております。

	すが、窓口がたくさんあるというところのご案内までは行っているというところが現状でございます。
蓮 沼 委 員	江戸川区では、そうやって学校を回っていて、とてもすばらしいなと思うんですね。医師会の方とかいろいろな方が関わって入っていて、ありがたいなと思います。やはり心の病、そういう方で結構休みがちの方とか、抱えている方たくさんいるので、予防という意味で必要な制度だと思います。もちろん学校だけでなく役所もそうですね。役所の方もストレスたまるし、人間関係の問題もね、心の病で倒れられると困るので、ぜひ、充実していただけるとよいかなと思います。ありがとうございます。
庭 野 委 員	それぞれの委員会について、これは年何回やらなければいけないとかというそういう指定というのは別に設けられているのでしょうか。 それと、現在、どのくらいの回数で実施されているのか、お分かりになれば教えてください。
教育推進課長	何回やらなければならないというのはございません。現状としましては、教育委員会全体もそうですし、各学校もそうですが、おおむね年に3回程度実施してございます。
庭 野 委 員	ありがとうございました。
平 井 委 員	勉強不足で申し訳ございません。この制度は知ってはいるのですが、現在、小中103校だと思いますが、50人以上の学校って何校ぐらいですか。
教育推進課長	現在8校が50名以上の職員がいる学校となっております。
平 井 委 員	ありがとうございます。これは令和2年度ということですね。3年度になるとどう変わるか、これから数が変わっていくとそれは設置する、しないという、毎年変わる可能性があるのですか。
教育推進課長	いわゆる常時50人以上の教職員でございますので、例えば、1年だけ50人超えた、翌年には下回っちゃったところもあるかもしれません。ですので、50人を超えた場合に、複数年そういう状況が継続するかというところ

教 育 長	を見極めた上で、学校単位的安全衛生委員会の設置は行っているところでございます。 よろしいでしょうか。他になければ、第１３号議案は、原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、追加議案、第１４号議案、教育委員会教育長職務代理者の選任についてを議題といたします。 慣例により、１年ごとに教育長職務代理者を交代しておりますので、ここで、来年度の教育長職務代理者を決めたいと思います。決め方につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定によりまして、教育長が教育委員から指名することとなっております。よって、教育長の指名により、教育長職務代理者を選任いたします。 それでは、私から、教育長職務代理者に庭野委員を指名したいと思います。 なお、任期は令和３年４月１日からといたします。よろしくお願いいたします。 次に、追加議案、第１５号議案、人事異動についてを議題とします。 この議案は、人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴人の方の退室をお願いいたします。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	以上をもちまして、令和３年第６回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時４２分